

破産債権査定異議訴訟で届出債権と異なる債権の主張が許されないとした事例

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和6年10月1日
【事件番号】 令和4年（ワ）第19009号
【事件名】 破産債権査定決定に対する異議請求事件
【裁判結果】 査定決定認可
【参照法令】 破産法128条
【掲載誌】 金判1717号46頁
◆ LEX/DB 文献番号 25616561

弁護士・中央大学客員教授 北澤純一

事実の概要

本件は、破産者の破産手続において破産債権の届出をし、破産管財人である被告からその全額について認めない旨の認否をされた原告が、破産債権査定申立てをして、同破産債権の金額をいずれも0円と査定する旨の決定を受けたことから、その変更を求めて、上記決定に対する異議の訴えを提起し、届出債権の内容と異なる請求権を主張したことについて、破産裁判所が、届出債権と異なる債権の発生原因を主張することは破産法128条により許されない、それを措くとしても原告が主張する請求権は認められないと判断して上記査定決定を認可した事案である。

以下、判決文に顕れた事実関係を時系列で一部要約して整理し、末尾かっこ内に被引用部分を示す（前提事実及び認定事実の別はいずれも判決文による。判旨及び争点の要約は冒頭の表題及び事実の概要に関する部分に限る。）。

1 破産者株式会社 JC サービス（以下「破産者」という。）は、自然エネルギーを利用した電気事業並びに同事業に関する企画、設計及びコンサルティング等を目的とする株式会社である（前提事実）。

2 破産者の完全子会社である JC 証券株式会社は、平成30年1月、破産者の資金調達を巡り、関東財務局からヒアリングを受けるとともに、同年3月26日に、証券取引等監視委員会から説明を求められる事態となっていた（認定事実）。

3 破産者の当時の代表取締役は、取引先が破

産者との直接契約に難色を示したことから、平成30年4月18日、取引先との取引の窓口としたり、金融機関から資金を調達したりするために、一般社団法人である原告を設立して原告の印章を破産者において管理していた（認定事実）。

4 原告から破産者に対する送金（下記アないしクの送金額の合計は7820万円であり、合わせて以下「本件各送金」という。）が次のとおり行われた（前提事実）。

| | 送金日 | 送金額（送金回数、合計額） |
|---|------------|--|
| ア | 令和元年12月4日 | 100万円、1280万円、2500万円及び1100万円（4回、4980万円） |
| イ | 令和2年5月1日 | 400万円、400万円（2回、800万円） |
| ウ | 令和2年9月24日 | 20万円（1回、20万円） |
| エ | 令和2年10月12日 | 250万円（1回、250万円） |
| オ | 令和2年10月16日 | 150万円、600万円（2回、750万円） |
| カ | 令和2年12月4日 | 160万円、110万円（2回、270万円） |
| キ | 令和2年12月9日 | 50万円（1回、50万円） |
| ク | 令和3年2月8日 | 700万円（1回、700万円） |

5 原告が破産者に委託料として1億円（消費税別）を3分割で支払うことなどを内容とする原告と破産者名義の令和元年9月2日付け業務委託契約書（以下「本件業務委託契約書」という。）が作成された（前提事実）。

6 破産者は、令和3年5月27日午後4時30分、東京地裁から、再生手続開始決定を受けたが、同再生手続が廃止され、同年10月9日に同廃止決定が確定した。東京地裁（以下「本件破産裁判所」

という。)は、同日午前0時、破産者に係る破産手続開始決定(同裁判所令和3年(フ)第6085号。以下「本件破産事件」という。)をし、被告を破産管財人に選任した(前提事実)。

7 原告は、本件破産事件の破産債権届出期間内である令和3年7月26日、届出債権目録に以下のとおり記載して破産債権の届出をした(以下「本件届出債権」といい、下記(1)の債権を「本件立替金債権」といい、同(2)の債権を以下「本件未収金債権」という。)。なお、本件届出債権は、当初、再生債権として届出がされていた(前提事実)。

| | | |
|-----|-----------|----------------------------|
| (1) | 債権者番号 | 242-1~42 |
| | 債権の種類 | 立替金 |
| | 債権の金額 | 4億4496万9670円 |
| | 債権の内容及び原因 | 令和元年10月28日から令和3年2月8日までの立替金 |
| (2) | 債権者番号 | 242-43 |
| | 債権の種類 | 未収金 |
| | 債権の金額 | 1億円 |
| | 債権の内容及び原因 | 令和元年9月2日付け業務委託契約に係る業務委託料 |

8 被告は、本件届出債権について、その全額を認めない旨の認否をした(前提事実)。

9 原告は、令和4年4月8日、本件破産事件において、東京地方裁判所に対して、破産債権の査定の上申立てをした(前提事実)。

10 本件破産裁判所は、令和4年6月29日、本件未収金債権について、1億円を超える額の査定を求める部分を却下するとともに、本件届出債権の額を0円と査定する旨の決定(以下「本件査定決定」という。)をした(前提事実)。

11 原告は、令和4年7月29日、本件査定決定を不服として、東京地裁(以下「本件裁判所」という。)に本件査定決定に対する異議の訴え(本件訴訟)を提起し、本件立替金債権について「原告が届け出た本件届出債権の額を7820万円と査定する。」旨の変更を求めた。

12 原告と被告は、本件訴訟において、本件立替金債権関係について要旨次のとおり主張した。

(1) 原告と破産者間の返還合意の有無(争点〔1〕)

(原告)本件立替金債権は法的には貸付金である(経済的な実質は立替金と同様であることから立替金と呼称している)ところ、原告は、破産者に対し、金銭消費貸借契約に基づき、本件各送金に

係る合計7820万円を貸し付けた。

(被告)原告と破産者は一体的な関係にあり、本件各送金について金銭消費貸借契約書等の書面は全く作成されていない。本件各送金は破産者が原告に寄託していた破産者の資金を原告名義の預金口座を使って移動させたにすぎない。

(2) 原告が不当利得返還請求権を主張することの可否(争点〔2〕-1)

(被告)破産債権者は、破産債権査定手続又は破産債権査定決定に対する異議請求事件で、破産債権表の記載と異なる債権の発生原因を主張することは許されない(破産法128条)。原告は従前、不当利得返還請求権の届出や主張をしておらず、本件訴訟になって初めて不当利得返還請求権の主張を追加したものであるから、破産法128条により、その主張は制限される。

(原告)想定される法的構成を債権届出書に漏れなく記載することはおよそ困難であるし、本件における不当利得返還請求権は、同一の事実関係を前提として、貸金返還請求権が認められない場合の予備的主張である。原告から破産者に資金が送金されたという意味ではその内容は実質的に同一である。不当利得返還請求権を主張しても、破産債権の早期確定を目的とする破産法128条の趣旨に反しないから、その主張は制限されない。

(3) 不当利得返還請求に関する利得・損失・法律上の原因の有無(争点〔2〕-2)

(原告)原告が破産者の資金需要に応じて7820万円を送金したことは争いがなく、破産者がこれを利得する理由はないから、原告は破産者に対し、同額の不当利得返還請求権を有している。

(被告)本件各送金は原告の固有資産を原資とするものではなく、もともと破産者に帰属する資産であるから、破産者に利得はなく、原告の損失も発生していない。

13 なお、本件業務委託契約書に破産者の印章による印影が顕出されているところ、被告はその成立の真正を否認した。本件未収金債権関係について「本件業務委託契約の成否及び有効性」(争点〔3〕)として各当事者の主張が摘示されているが、引用は省略する。

判決の要旨

本件裁判所は、争点〔1〕について、本件各送

金が貸付けであることを裏付ける証拠は一切なく、原告と破産者との間の返還合意は認めることができないと判断し、争点〔2〕について次のとおり判断し、争点〔3〕についての原告の主張を排斥して（理由の引用は略）、本件査定決定を認可する旨の判決（本判決）をした。

「(1) 原告は、本件破産事件において、本件各送金に係る貸付金合計 7820 万円の貸金返還請求権（立替金請求権）を届けていたのであるから（かっこ内略）、破産債権査定決定に対する異議請求事件（本件訴訟）において、これと異なる債権の発生原因を主張することは許されない（破産法 128 条）。

(2) 上記の点を措くとしても、……原告は破産者が支配する破産者と実質的に一体の存在であり、本件各送金も原告と破産者間の資金移動の一環であるというべきであるから、原告の固有資産を原資とするものであると認めることはできない。その他、破産者の利得や原告の損失を認めるに足りる的確な証拠はなく、本件各送金について、原告の破産者に対する不当利得返還請求権は認められない。」

判例の解説

一 本判決の意義

破産法 128 条（以下「本条」という。）は、破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起等においては、「破産債権者は異議等のある破産債権について破産法 111 条 1 項 1 号から 3 号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張できる。」としているところ、本件訴訟では争点〔2〕で原告の主張の可否について同条の適用の当否が争われた。本条及びこれと同種の民事再生法 108 条並びに会社更生法 157 条に関して公刊される裁判例が極めて少ないので、本判決には事例的価値が認められる。また、後述するとおり、本判決が、争点〔2〕の判断において、原告の主張が本条に反して許されないとしながら（判決の要旨 (1)）、その点を措くとしても、原告の破産者に対する不当利得返還請求権は認められない（判決の要旨 (2)）と判断したことは、査定異議訴訟における本条の効力及び適用の在り方について新たな問題を提起しているので、本判決には先例として検討すべき

価値が認められる。

二 解説

1 破産法 128 条を巡る従前の議論の状況と本判決の出現

本条は、破産債権査定申立てや破産債権査定異議の訴え等における破産債権者の主張を制限する規定である。例外を認める旨のただし書きはない。通説による立法趣旨の説明は、破産管財人から認めない旨認否され、他の破産債権者から届出債権に関して異議を受けた破産債権者が、同条が定める手続で別の事項を主張できるとなれば、他の破産債権者の異議を述べる機会を奪うことになり、破産管財人の認否と他の債権者の異議によって破産債権の存否及び内容を確定させる制度趣旨に反するからである、というものである¹⁾。しかし、その一方で、判例及び通説は、破産債権の届出を行う者に十分な法的知識が乏しいことなどから、本条の主張制限を貫徹させることは必ずしも相当でないとして、債権としての同一性を害さない限り、多少の変更は許すべきであるとの考え方を出発点に置き、この主張制限をどの程度まで厳密に適用できるかという形で問題を提起していた²⁾。そして、債権の同一性を害さないかどうか、多少の変更とは何か、ということについて判例（裁判例）は分かれており、学説上は「法律上の性質は異にしても、発生原因事実から同一の債権と評価される場合であれば、破産債権者表に記載された届出事項と異なる主張をすることも許される。」とする見解³⁾が中庸を得ていたが、筆者を含めた各論者が判断基準を提唱して帰一しておらず、「結局のところ、事実関係の不明確さや権利の法的理解の困難性などと、破産管財人や他の破産債権者が破産債権者表の記載から予想しうる範囲とを、総合勘案して決するよりほかないように思われる。」と評されていた⁴⁾。こうした状況下で、かつ本条を含めて、本条立案時に参照された民事再生法 108 条並びに会社更生法 157 条に関する裁判例が極めて少ない中で、本判決が出された。

2 立替金債権の法律構成が多義的であること及び本件訴訟への影響

立替金債権の法律上の性質は、原告が本件訴訟で主張した①金銭消費貸借契約に基づく貸金返還請求権（民法 587 条）、②不当利得に基づく利得

金返還請求権（同法 703 条）の主張以外にも、約定による場合を除くと、③委任契約（準委任契約）・寄託契約（同法 650 条 1 項、656 条、665 条）、④事務管理に基づく有益費用請求権（同法 702 条 1 項）があり得るところ⁵⁾、本件立替金債権は、破産債権者表に「令和元年 10 月 28 日から令和 3 年 2 月 8 日までの立替金」としか記載されていなかったことに照らすと（前記事実の概要 7 (1)）、破産債権者表に記載された原因である立替金という名称から直ちに債権を特定することが不可能か又は著しく困難であったことが窺える。

こうした状況下で、上記 1 の通説の立法趣旨の説明のとおり、他の破産債権者の異議を述べる機会の保障を貫徹させるのであれば、本条は条文どおり手続開始時点で機能させるべきであるということになる。そうすると、本件では査定申立ても不適法であり、本件訴訟も不適法として却下される可能性があったことになるが、本件ではこうした判断はされなかった。また、本件裁判所は、争点〔2〕の主張整理に当たり、上記①と②の法的構成しか採り上げていなかった。これらの理由を採る必要がある。

3 検討

(1) 異議訴訟は通常訴訟であり、東京地裁では破産事件を担当しない民事通常事件を取り扱う部（民事通常部）に配てんされる⁶⁾。本件裁判所も民事通常部であるから、本件破産事件について職権で知り得ることはごく限られていた。

(2) 債権の同一性を害さないかどうかは、通常、当該契約の解釈ないし財貨移転の原因となった事実関係から検討される。本件裁判所は、この問題を、弁論主義に基づき、当事者の主張の問題として整理した（争点〔2〕-1）。その一方で、本件裁判所は、原告と破産者が一体であったから、原告が主張した不当利得返還請求権は認められないと判断した（争点〔2〕-2）。本判決を全体としてみると、本件裁判所は本件の事実関係及び証拠から得心証に基づき、原告が主張する不当利得返還請求権は認められないとする判断を先行させたために、争点〔2〕-1 について判断漏れを防ぐため、三行半的な理由で、原告の主張を排斥したものと推認される（そうであれば、わざわざ判断するまでもなかったとも思われるが）。このため本条の判断部分に食い足りなさ（理由不足）が残って

しまったのであろう。

(3) 前記 1 で述べたことからすると、これまでは本条を任意規定化させる方向で解釈されていたとみることができるが、本条が民法の特則規定であり、かつ破産債権確定制度の要であることからすると、強行規定か任意規定かという点からの議論が必要であるように思われる。本条の規定振り通説による立法趣旨からすれば、同法違反かどうかを判断する以前に、裁判所が不当利得返還請求権の主張について存否の判断をすることは想定されていないのではないだろうか⁷⁾。また、本条違反の効果は、本条が対象としている手続ごとに、その審理形態に即してきめ細かく吟味される必要があるのではないだろうか。

(4) 以上のとおり、本判決の説示の仕方には問題がないとはいえないが、これは、本条に関する従前の議論の曖昧さが招いた結果であるともいえよう。破産債権査定異議の訴えに限っていても、本条が訴訟上の抗弁を構成するのかという点や本条の効力論との関係はこれまで十分に議論されていない。これらの問題の考察に当たって通説が述べる本条の立法趣旨との整合性をどのようにして取ることができるかという点について本質的な検討が待たれるところである⁸⁾。

●—注

- 1) 伊藤真ほか『条解破産法〔第 3 版〕』（弘文堂、2020 年）941 頁、伊藤真『破産法・民事再生法〔第 5 版〕』（有斐閣、2022 年）701 頁。
- 2) 本条の基となった民事再生法 108 条に係る立案担当者の説明もこれと同様であった（深山卓也ほか『一問一答民事再生法』（商事法務、2000 年）Q83（142 頁））。
- 3) 中島弘雅『体系倒産法 I 破産・特別清算』（中央経済社、2007 年）176 頁、伊藤真・前掲注 1）701 頁の脚注 78 に主要判例（裁判例）と文献が引用されている。
- 4) 伊藤真ほか・前掲注 1）943 頁。
- 5) 河村浩ほか『要件事実・事実認定ハンドブック（第 2 版）』（日本評論社、2017 年）344 頁。
- 6) 中吉徹郎ほか編『破産管財の手引〔第 3 版〕』（金融財政事情研究会、2024 年）Q61（300 頁）。
- 7) 拙稿「破産債権査定異議の訴えに関する覚書（中）」判タ 1292 号 60 頁で挙げた「後出しじゃんけん」に喩えると、じゃんけんの結果が判明してから、負けた者（原告）に対して後出しだから駄目だと告げるに等しい。
- 8) 拙稿・前掲注 7）62 頁（脚注 17）では、判例及び通説が当該手続に関与していない破産債権者の利益を含めることについての問題性を指摘していた。